

えん罪を訴える高橋和利さんに

最高裁の死刑判決

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

本年3月28日、最高裁第三小法廷で、鶴見事件被告人の高橋和利さんは上告棄却判決を受けました。死刑判決が確定します。

この事件は、1988年に起こりました。

横浜市鶴見区で、高橋さんの知人の金融業・不動産業を営む社長夫妻が何者かに殺されました。殺害された直後にその日に社長と会う約束をしていた高橋さんが訪れ、ふっと目に入った現金入りの袋を持ち去ってしまいました。

警察は、高橋さんを夫妻を殺した犯人と決めつけ、「暴力とおどし」の取り調べで強引に嘘の「自白」を引き出し「強盗殺人罪」で逮捕・起訴しました。

しかし、高橋さんは、窃盗はしてしまったけれど、殺人は絶対にやっていないと約18年間無実を訴えて裁判を闘ってきました。

☆☆☆

アリバイ、流し付近に倒れたポットについての被害者女性の血液の形など無実を示す証拠が多数あります。しかし、1、2審、最高裁はこれらの証拠すべてを無視し、犯行態様、事件の真相も明らかにしないまま問答無用で高橋さんを犯人と決め付けました。

この裁判は「自白」の信用性が大きな争点の一つとなっていました。

「自白」ではボールとドライバーが凶器となっていますが、被害者にはこのようなものではつくはずのない傷がついています。2002年の東京高裁判決は、控訴棄却で死刑判決を支持したものの、このことは認め、凶器に関する「自白」は信用性がないと認定しました。

しかし、最高裁判決は何の根拠もしめさずに高裁の判断を覆し、ボール様のもの、ドライバー様のもの等で高橋さんが被害者夫妻を攻撃したと認定しています。その他の弁護側立証には何一つ答えることがありませんでした。

☆☆☆

高裁判決直後のころに、高橋さんに「今の裁判はなぜ、検察寄りの判決ばかりが出るのでしょうか？ 検察官・被告人・弁護人のそれぞれの意見をきちんと聞いて、公正な判決を出して、どのような不都合があるのでしょうか。どう思われますか？」と質問したことがあります。

高橋さんは、「私の裁判で正しい判決が出され死刑判決が破棄されたら死刑制度の維持がむずかしくなるかもしれないと危惧していることの結果だと思えます」と答えられました。

死刑廃止議員連盟の亀井静香会長は、死刑に反対する理由のひとつに自身が警察官だった経験から、冤罪の危険性は常にある、虚偽の自白もしてしまうものだ、死刑制度があるかぎり「無実で死刑」という人が必ず出てくる、と語っています。高橋さんもまた、まさに死刑制度のスケープゴートとされているのです。

☆☆☆

今後、死刑確定囚としての処遇を受けることになる高橋さんは、支援者・友人との面会・文通も制限され、ますます不自由な生活を強いられますが、生きているかぎり、真実を追究し、冤罪をはらすために希望を失わずに闘い続けると言っています。再審請求が行われる予定です。

高橋さんの他にも冤罪を訴えている死刑囚はたくさんいます。間違った裁判の犠牲者を生んでまでも死刑制度は維持されなくてはならないのでしょうか。